

入札説明書

令和7年12月22日に公告した下記競争入札については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書による。

1 契約事務担当課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室

電話 072-340-2095 FAX 072-228-7063

Eメール kanene@city.sakai.lg.jp

2 競争入札に付する事項

(1) 業務名称及び調達内容

業務名称 バーチャルPPAによる環境価値譲渡業務

調達内容 太陽光発電由来の環境価値（別紙仕様書のとおり）

調達予定数量 2,000,000kWh／年（別紙仕様書のとおり）

(2) 調達する環境価値の特質等

仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 調達期間（契約期間は環境価値の最終譲渡日等を勘案して別途定める）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（契約後に発電所を新設する場合は、発電開始の日から60か月間）

(4) 納品先

堺市環境局カーボンニュートラル推進部脱炭素先行地域推進室が指定する場所

(5) 入札方式 一般競争入札（紙入札）で執行する。

3 競争入札参加資格

本入札に参加を希望する者（複数の者からなるグループ（以下「グループ」という。）で入札に参加する場合は全ての構成員）は、次の全ての要件を満たしていかなければならない。

(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成16年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」で入札参加資格確認申請書の申請締切日（以下「参加申請締切日」という。）から開札日まで（再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで）の間、有効な登録を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「契約規則」

という。) 第3条の規定に該当しないこと。

- (3) 参加申請締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱(平成11年制定)による入札参加停止(以下「入札参加停止」という。)又は入札参加回避(以下「入札参加回避」という。)を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)がなされている者(同法第199条に規定する更生計画認可の決定(旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。)を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者(同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 参加申請締切日から開札日まで(再度入札を行う場合においては、再度入札の開札日まで)の間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年制定。以下「排除要綱」という。)による入札参加除外(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。)(以下「入札参加除外」という。)を受けていないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等(改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。)(以下「通報等」という。)を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 本入札の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)が、他の入札者(契約に関する権限等を委任された受任者を含む。)を兼ねていないこと(同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。)
- (7) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 組合とその組合員が同時に本入札に入札参加資格確認申請を行っている場合
 - イ 本入札に入札参加資格確認申請している他の組合の組合員である場合
- (8) 強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(令和2年法律第49号)の附則の規定に基づく特定卸供給事業届出者又は電気事業法(昭和39年法律第170号)第27条の30第1項の規定に基づく特定卸供給事業届出者であること(本入札の構成員に発電者と別に環境価値の認定及び譲渡の業務を行う者が含まれる場合に限る。)。
- (9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。

4 日程

(1)	入札公告日	令和7年12月22日(月)
(2)	臨時登録の申請締切日	令和8年 2月 9日(月)
(3)	質疑締切日時	令和8年 2月 9日(月) 午後5時
(4)	質疑回答日	令和8年 2月13日(金)
(5)	参加申請締切日	令和8年 2月24日(火) 午後5時
(6)	入札参加資格確認結果通知書交付日	令和8年 3月 2日(月)
(7)	郵便による入札書提出締切日	令和8年 3月 6日(金) 午後5時必着
(8)	入札日時・開札日時	令和8年 3月10日(火) 午後2時
	入札・開札の場所	住所：堺市堺区南瓦町3番1号 場所：職員会館・会議室B (堺市役所本庁舎本館地下1階)
(9)	契約締結期限	令和8年 3月31日(火)

※ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がなく、郵便入札を行った入札参加者があった場合、再度入札は3月17日午後2時に行う。

5 入札関係書類の配布

前記4（1）の公告日から（5）の参加申請締切日まで、堺市ホームページからダウンロードすること。

堺市ホームページ：

<https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/gomi/ondanka/oshirase/vppa-koubo.html>

6 入札参加資格確認申請及び結果通知書の通知

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり、「入札参加資格確認申請書」等の必要書類を提出しなければならない。また、提出した書類に関し前記1の契約事務担当課から質問を求められた場合、それに応じなければならない。

なお、「入札参加資格確認申請書」等の様式については前記5のとおり配布する。

（1）入札参加資格確認申請における提出書類等

①提出書類

- （様式1）入札参加資格確認申請書
- 組合員名簿の写し（組合で参加する場合に限る。）
- 特定卸供給事業の届出が完了していることを証する書類（本入札の構成員に発電者と別に環境価値の認定及び譲渡の業務を行う者が含まれる場合に限る。）
- （様式2）仕様書との適合状況チェックリスト
- （様式3）入札事務及び業務履行に関する誓約書 兼 委任状
(グループによる参加の場合に限る。)

- ・ (様式4) 誓約書（堺市暴力団排除条例関連）

- ・ 発電所に関する書類

完成済の場合……写真、概略図、発電量調整供給契約の状況がわかる書類

未完成の場合……計画図（無ければ計画概要）

(様式5) 発電所の建設及び所有に関する確約書

- ・ 必要な金額の切手を貼付した返信用封筒

(後記(2)の入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望する場合に限る。)

※ その他契約事務担当課から書類の追加提出を求められた場合は誠実に対応すること。

② 参加申請締切日

前記4(5)の参加申請締切日まで

③ 提出場所

前記1の契約事務担当課

④ 提出方法

直接持参又は郵送すること。

- ・ 直接持参の場合

上記参加申請締切日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）に持参すること。

- ・ 郵送の場合

上記参加申請締切日までに必着とする。なお、郵送で提出した旨を、前記1の契約事務担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

⑤ その他注意事項

ア 申請に要する費用は、入札参加者が負担すること。

イ 提出書類に虚偽の記載があれば、本入札の入札参加資格を認めないものとし、入札参加停止を講じることができるものとする。

ウ 組合とその組合員が前記「3(7)ア、イ」のいずれかの場合（以下「組合員の重複」という。）には、該当する全ての者について本入札の入札参加資格を認めないものとする。

ただし、参加申請締切日までの間に本入札への参加申請を取下げ、組合員の重複が解消された場合は、この限りではない。

(2) 入札参加資格確認結果通知書の通知

入札参加資格確認申請を行った者に対し、入札参加資格確認終了後、入札参加資格確認結果通知書にて通知する。前記3に規定する競争入札参加資格要件を満たさない者及び入札参加資格確認申請書の添付資料の内容を審査し要件を満たさない者については、本入札参加資格を有しないものとし、その旨の理由を付して通知する。

7 臨時登録の申請

前記3（1）に該当しない者がこの入札に参加するためには、下記のとおり「登録審査担当課」へ「堺市物品調達、委託等入札参加資格審査申請」を行い、登録要綱に基づき、当該種目の登録申請をしなければならない。

注) グループで入札に参加する場合は、全ての構成員が前記3（1）に該当する又は臨時登録を行うこと

（1）登録審査担当課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市財政局契約部調達課 電話 072-228-7473

（2）申請種目

区分「物品調達」のうち、業種及び種目「その他 023090 その他」

（3）申請書類の案内

電子メールにより申請書類等の案内を行うので、以下のとおり上記登録審査担当課まで電子メールを送り、臨時登録希望の旨を申し出ること。

- ・登録審査担当課メールアドレス：chotatsu@city.sakai.lg.jp
- ・下記（4）申請期限までに別途案内する必要書類の提出が必要となるため、電子メールは早期に送付すること。
- ・件名に「臨時登録希望」と明記すること。
- ・本文に「入札案件名」「連絡先（本店所在地（住所）、商号又は名称、担当者氏名、電話番号メールアドレス）」「業者番号（先頭が0の10桁の番号）※過去に登録のあった者や既に業者番号を取得済みの者に限る」を記入すること。
- ・なお、電子メールを送った旨を、上記登録審査担当課まで電話連絡し、到達確認を行うこと。

（4）申請期限

前記4（2）臨時登録の申請締切日

（5）申請方法

上記申請期限内に、登録要綱第6条に規定する電子登録システム（以下「電子登録システム」という。）を用いて申請するとともに、必要書類を電子登録システムの添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。

（6）入札参加資格の有効期間

有効期間は当該入札参加資格の認定を受けた日から令和9年3月31日までとする。

8 質疑応答

仕様書等に関する疑義がある場合は、前記4（3）の質疑締切日時までに電子メール又はFAXにより質問の内容を前記1の契約事務担当課に問い合わせること。送付後、速やかに契約事務担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

前記4(8)入札日時・開札日時のとおり

(2) 入札及び開札の場所

前記4(8)入札及び開札の場所のとおり

(3) 入札方法

入札者は、前記(1)の入札及び開札の日時に(2)の場所に出席して所定の入札書をもって応札すること。

(4) 入札書に記載する金額

入札は単価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に0.01円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金及び違約金に関する事項

免除とする。ただし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときや、下記11(1)～(4)のいずれかに該当し、契約を締結しないときは落札金額（単価契約の場合は、落札した単価に予定数量を乗じた金額）の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

(6) 落札者の決定方法

契約規則第19条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約後に新設する発電所の定格出力(AC)が多い者を落札者とする。なお、新設する発電所の定格出力(AC)が同量のときはくじにより落札者を決定する。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札 別記「入札に係る注意事項」7のとおり

10 入札に参加する者に関する事項

入札に参加する者は、入札者又はその代理人とする。代理人が参加する場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状（様式6）を提出すること。）入札会場内への入室は1社1名に限ること。参考として入札書を様式7に示す。

また、郵便入札を利用する者は、様式8の入札書を使用するとともに、次頁の「郵便による入札の注意事項」を順守しなければならない。

1.1 入札参加停止等を受けた入札参加者または落札者に関する事項

市長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者が次のいずれかに該当した場合は、落札者としない。また、市長は落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次の（1）又は（4）のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次の（2）又は（3）のいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- (1) 入札参加停止または入札参加回避を受けた場合
- (2) 入札参加除外を受けた場合又は通報等を受けた場合
- (3) 堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- (4) (1)～(3)のほか、入札参加資格を満たさなくなった場合

1.2 グループで本入札に参加する場合の留意事項

本入札は、仕様書に定めるとおり、堺市内に立地する太陽光発電所を適切に運営とともに、発電した電気から環境価値を分離し、その環境価値を本市に譲渡する一連の業務（バーチャルPPA）であることから、グループでの参加を可とする。

グループで参加する場合は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 構成員
 - グループは、次に掲げる者で構成されなければならない。
 - ・発電所所有者（発電所を新設する場合は発電所所有予定者）
(複数の者で構成しても構わない)
 - ・環境価値の認定取得及び本市への環境価値の譲渡に係る業務を行う者
- (2) 代表構成員
 - 構成員の中から代表構成員を選出するものとし、代表構成員は本入札に関する一切の事務及び契約期間中の本市との連絡窓口を行うものとする。また、代表構成員以外の構成員は、当該事務の執行を代表構成員に委任するものとする。
 - グループは、上記の事項を各構成員が承諾していることを証するため、入札事務及び業務履行に関する誓約書兼委任状（様式3）を提出しなければならない。
- (3) 入札参加資格
 - 全ての構成員は、この入札説明書中「3 入札参加資格」に規定する全ての要件を満たさなければならない。

1.3 その他

- (1) 契約保証金 要（契約金額の100分の10以上）。
 - 契約金額は、落札金額に年間の予定数量及び環境価値の譲渡期間である5年を乗じた額とする。
 - ただし、契約規則第30条の2に該当する場合は、免除する場合がある。

- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等については、前記1の契約事務担当課で閲覧することができる。

別記

入札に係る注意事項

下記事項を熟読の上、入札に参加すること。

- 1 入札までに入札参加停止等の措置を受けた場合は、入札参加資格を取り消すものとする。
- 2 入札執行前に入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出すること。
- 3 入札は市で交付する用紙によること。
- 4 入札書には、会社の所在地（住所）、名称（商号）及び代表者職氏名を記入し、使用印鑑（代理人の場合は受任者印）を鮮明に押印すること。
- 5 入札当日、入札開始前に次の書類を提出しなければならない。
 - (1)委任状（代理人により入札を行う場合）
- 6 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札に参加できないので注意すること。
 - (1)入札参加資格確認申請書等の提出が期日までにないとき。
 - (2)入札参加資格を満たさないもの。
 - (3)入札参加資格確認の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなつたもの。
 - (4)入札時間に遅刻したとき。
 - (5)印鑑（代表者の場合は登録した使用印鑑、代理人の場合は受任者印）を持参しないとき。
 - (6)代理人により入札を行う場合で、代理人が委任状を提出しないとき。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1)入札書の記入事項について、必要な文字を欠き、又は判読できないとき。
 - (2)入札書が所定の日時、場所に到着しないとき。
 - (3)入札書に記名押印がないとき。
 - (4)入札金額を訂正したとき。
 - (5)代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
 - (6)入札保証金を要する場合において、これを納付せず、又はその金額に不足があるとき。
 - (7)入札者若しくはその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札したとき。
 - (8)代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人が、他の入札参加者の代表者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）若しくはその代理人を兼ねているとき。
 - (9)入札者の資格のない者が入札したとき。
 - (10)入札に関し不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき。
 - (11)入札金額が0円以下の入札をしたとき。
 - (12)明らかに履行ができない又は法令違反のおそれがあり契約内容に適合した履行ができないと認められる低い価格で入札したとき。
 - (13)再度入札において、前回最低入札価格と同額以上の金額で入札したとき。
 - (14)鉛筆等訂正容易な筆記用具を用いて入札書へ記入したとき。
 - (15)その他入札に関する条件に違反したとき。
- 8 入札執行中に入札を辞退しようとするときは、記名押印した入札書に「辞退」と明記のうえ、入札箱に投函すること。
- 9 提出した入札書の引き換え、変更又は撤回をすることはできない。
- 10 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中断し、延期

し、又は取り止めがある。

- 11 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。但し、郵便入札を行った入札者がいる場合は、後日、これを行うものとする。
- 12 再度入札の回数は原則1回とする。
- 13 再度入札に参加することができる者は、再度入札に付す直前の入札に参加した者とする。ただし、その直前の入札で無効とされた者又は辞退の入札を行った者は参加することができない。
- 14 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。
- 15 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、契約後に新設する発電所の定格出力（AC）が多い者を落札者とする。なお、新設する発電所の定格出力（AC）が同量のときはくじにより落札者を決定する。
- 16 入札を最低2回執行しても落札者がなかった場合は、随意契約に切り替える。再度入札で有効な入札を行った者の内、一番札の者と交渉を行い、この者と交渉が不成立の場合は応札額が低い順に順次交渉を行い、交渉が成立した相手方と契約を締結するものとする。
- 17 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額（消費税及び地方消費税相当額）を加算した金額（0.01円未満の端数は切り捨てる。）をもって落札金額とするので、入札者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の見積りにあたっては契約期間中における原材料、人件費等の諸経費の動向等を十分勘案して行うこと。
- 18 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は当該案件の入札の積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、入札終了後に破棄又は責任を持って管理すること。
- 19 落札決定後、令和8年3月31日までに契約を締結すること。また、契約締結に際しては、見積書（見積内訳明細書）及び堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること